



ひょうご子ども・若者応援団 ご寄附のお願い

兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」では、
団体・グループが行う青少年育成活動を支える
仕組みとして、**企業や団体・個人の皆さまから託された**
資金をもとに、地域の民間団体やグループ活動への
助成や当本部との協働事業等を実施し、その運営基盤の
安定化と活動の活性化を図っています。



「ひょうご子ども・若者応援団」ご寄附の趣旨にご賛同いただき、
皆さま方のご参加とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

※なお、寄付金については、一定の条件のもと、税の優遇措置のほか、県の入札参加資格の加点の対象となります！

\\ 皆さまのご支援が、未来を育む**5つ**の力に! //

一般 助成事業

各青少年団体が
行う世代間・
地域間交流等の
事業に関し最大
15万まで助成

「インターネット等(親子) 学習会特別助成事業

青少年のネット
トラブル、発達障害
や心の健康等の
勉強会に最大
3万円まで助成

災害復興支援 特別助成事業

県内青少年等によ
る復興支援、
被災青少年に
関わる事業に最大
25万円まで助成

ネットトラブル 対策体験活動

ネット環境を
見直すための
1泊以上の宿泊を
伴う事業に最大
15万円まで助成

マッチング 事業

各企業様より
いただきました
お菓子や
文具品等を
登録団体様に提供



詳しくは
HPを
ご覧ください

ひょうご子ども・若者応援団への募金の内容

個人一口 10,000円

団体・企業等一口 50,000円(一口より何口でも申し受けます。)

寄付金にかかる税の優遇措置

寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金として

- ① 個人の場合は、所得税の税額控除など税制面の優遇措置が受けられます。
- ② 法人の場合は、一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、寄付金の合計額と特別損金算入限度額のいずれか少ない金額の範囲内で、損金に算入できます。

県入札参加資格における加点对象制度について

「ひょうご子ども・若者応援団」に対し、年度中(3月末日まで)に**※10万円以上**の寄附をいただいた場合には、「社会貢献評価の「兵庫県の関係事業に対し支援を行った場合」に該当し、兵庫県が行う建設工事等の入札参加の資格申請において、**※寄附をした翌年度の10月1日から2年間加点对象となります。**

納付方法

下記に添付しております払込取扱票をご使用下さい。

銀行振込の場合 銀行名:三井住友銀行兵庫県庁出張所

口座番号:普通預金3074378

口座名義人:公益財団法人兵庫県青少年本部

寄付金のお申し出・問い合わせ

〒653-0036兵庫県神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号

アスタくにづか1番館南棟3階301

公益財団法人兵庫県青少年本部ひょうご子ども・若者応援団

TEL:078-891-7410

